

環境影響評価書

－東京都中央地区清掃工場建設事業－

平成9年10月

東京都

1 総 括

1.1 事業者の名称及び事務所所在地

名 称： 東京都

代 表 者： 東京都知事 青島幸男

事務所所在地： 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1.2 対象事業の名称

東京都中央地区清掃工場建設事業

(事業の種類：廃棄物処理施設の設置)

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1.3-1 のとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

| | | |
|---------------|--------|------------------------------------|
| ごみ処理 施設の建設 | 所 在 地 | 東京都中央区晴海五丁目地内 |
| | 面 積 | 約 29, 700 m ² |
| | 工事着工年度 | 平成10年度(予定) |
| | 工場稼働年度 | 平成13年度(予定) |
| | 処理能力 | 可燃ごみ 600 t/日 (焼却炉 300 t/日・炉×2基) |
| | 工 場 棟 | 鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約3.3m |
| | 煙 突 | 外筒鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約1.80m |
| | 清掃関連施設 | 鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約3.2m |

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施により、環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び建設予定地とその周辺地域の概況を考慮のうえ、予測・評価項目を選定し、現況調査を実施して予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1.4-1(1)、(2)に示すとおりである。

表 1.4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 予測・評価項目 | 評 値 の 結 論 |
|---------|---|
| 1 大気汚染 | <p>工事中の二酸化窒素、一酸化炭素の将来予測濃度に対する影響割合は、建設機械排出ガスでは、それぞれ16.3%以下、12.3%以下、工事用車両では、それぞれ0.22%以下、0.01%以下である。</p> <p>供用後の清掃工場煙突排出ガスによる二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀の長期平均値の将来予測濃度に占める影響割合は、それぞれ0.10%以下、0.08%以下、0.02%以下、0.45%以下、2.25%以下である。</p> <p>清掃車両等による二酸化窒素、一酸化炭素の将来予測濃度に対する影響割合は、それぞれ0.75%以下、0.15%以下である。</p> |
| 2 悪臭 | 清掃工場の稼働時において、敷地境界での臭気濃度及び悪臭物質濃度は、法及び条例に基づく規制基準を下回る。 |
| 3 騒音 | <p>工事中の建設作業騒音レベルは、工事区域境界において64~75dB(A)であり、条例に定める指定建設作業に係る勧告基準を下回る。</p> <p>工事用車両の走行により増加する騒音レベルは、道路端で1~2dB(A)である。</p> <p>工場稼働時の敷地境界における騒音レベルは、昼間(8時~18時)は41~51dB(A)、夜間(18時~8時)は38~51dB(A)であり、条例に定める工場に係る騒音の規制基準を下回る。</p> <p>清掃車両等の走行により増加する騒音レベルは、道路端で1~3dB(A)である。</p> |
| 4 振動 | <p>工事中の建設作業振動レベルは、工事区域境界において26~62dBであり、条例に定める指定建設作業に係る勧告基準を下回る。</p> <p>工事用車両の走行により増加する振動レベルは、道路端で1~2dBである。</p> <p>工場稼働時の敷地境界における振動レベルは13~87dBであり、条例に定める工場に係る振動の規制基準を下回る。</p> <p>清掃車両等の走行により増加する振動レベルは、道路端で1~2dBである。</p> |

表 1.4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 予測・評価項目 | 評価の結論 |
|---------------|--|
| 5 地盤沈下及び地形・地質 | 工事に際しては、かくはん・移動翼のラップ施工による止水性の優れたソイルセメント壁と、その内側の掘削底面部に薬液注入工法により難透水層を構築し、掘削区域と建設予定地周辺の地下水を遮断することによって、地盤沈下は生じない。また、剛性の高い山留壁と適切な支保工により、山留壁の変位は軽微にとどまり、建設予定地周辺の地盤変形はほとんどない。 |
| 6 日照阻害 | 清掃工場の建設により、北側荷揚場及び東側隣接地の一部に3時間以上の日影が生じることになるが、土地利用の状況から見て影響は少ない。また、煙突による日影の増加分は數十分程度である。 なお、日影の影響が生じる地域は、浜離宮庭園を除き「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による規制の対象区域とはなっていない。 |
| 7 電波障害 | 清掃工場の建築物等により、一部地域にテレビ電波のしゃへい障害（地上波及び衛星放送）及び反射障害（地上波）が発生すると予測されるが、共同受信施設等の電波障害改善対策を講じることで影響は解消できると考える。 また、電波障害が生じると予測された地域以外についても、本事業による障害が明らかになった場合には同様な対策を実施する。 |
| 8 景観 | 清掃工場の建設により、現況の地域景観の特性に大きな変化は及ぼさない。また、眺望の変化は生じるが、市街地の整備が進められる地域の新たな都市景観構成要素に加わると考える。 建物の高さはできるだけ抑え、煙突は形状を三角形とし高さの割に幅が小さいことなどから、圧迫感は軽減される。 さらに、敷地外周部やステップガーデンを緑化することにより、周辺と調和した景観が創出できる。 |

1.5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表1.5-1に示すとおりである。

表 1.5-1 評価書案の修正の概略

| 修 正箇 所 | 修 正事 項 | 修 正内 容 及 び 修 正 理 由 |
|---|--|--|
| 2 対象事業の目的及び内容 2.2 事業の内容 2.2.2 計画の内容 (2) 焼却設備計画 | 焼却設備の概要 ダイオキシン類の対策について 設備の概略 | 知事の意見に基づき、以下の修正を行った。 焼却設備のフロー図及び焼却設備構造図を「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に対応した灰処理設備に修正した。 「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づいた対策内容に修正した。 計画工場の設備の概略について「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき各設備にダイオキシン類対策を追加記述した。 |
| 2.3 環境管理に関する計画等への配慮 2.3.1 計画等への配慮事項 | ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン | 知事の意見に基づき、ダイオキシン類の発生抑制に対する配慮事項の記述を変更した。 |
| 5 現況調査、予測及び評価 5.5 地盤沈下及び地形・地質 5.5.1 現況調査 (4) 調査結果 | 地質の状況 土質の状況 | 知事の意見に基づき、以下の修正を行った。 東京礫層の記述を具体的に記述した。 地層別の透水性図の透水係数表示をわかりやすく表示した。 |
| 5.5.2 予測 (4) 予測方法 | 地盤の変形について | 知事の意見に基づき、掘削過程での盤ぶくれ現象の発生の可能性とその防止策についてより具体的に記述した。 山留壁背面の地盤変形について算出過程を明確に記述した。 |
| 7 環境保全のための措置 7.3 ダイオキシン類対策 | | 知事の意見に基づき、計画工場のダイオキシン類対策について、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に示された計画に変更した。 |